

平成25年 8 月 8 日

衆議院議長 伊吹文明 殿

参議院議長 山崎正昭 殿

内閣総理大臣 安倍晋三 殿

人事院総裁 原 恒 雄

**一般職の職員の配偶者帯同休業に関する法律の制定についての
意見の申出**

人事院は、有為な職員の継続的な勤務を促進するため、外国で勤務等をする
こととなった配偶者と生活を共にすることを希望する職員に対し、職員として
の身分を保有しつつ、職務に従事しないことを認める必要があるので、別紙要
綱により一般職の職員の配偶者帯同休業に関する法律を制定されるよう、国家
公務員法第23条の規定に基づき、意見を申し出ます。

別 紙

一般職の職員の配偶者帯同休業に関する法律要綱

第 1 目的

この法律は、外国で勤務等をする配偶者と生活を共にするための休業の制度を設けることにより、有為な職員の継続的な勤務を促進し、もって公務の円滑な運営に資することを目的とすること。

第 2 定義

- 1 この法律において「職員」とは、国家公務員法第 2 条に規定する一般職に属する国家公務員（常時勤務することを要しない職員、臨時的に任用された職員その他の人事院規則で定める職員を除く。）をいうこと。
- 2 この法律において「任命権者」とは、国家公務員法第 55 条第 1 項に規定する任命権者及び法律で別に定められた任命権者並びにその委任を受けた者をいうこと。
- 3 この法律にいう「配偶者」には、届出をしないが事実上婚姻関係と同様の事情にある者を含むものとする。
- 4 この法律において「配偶者帯同休業」とは、配偶者の外国での勤務その他の人事院規則で定める事由により職員が当該外国で配偶者と生活を共にするための休業をいうこと。

第 3 配偶者帯同休業の承認

- 1 任命権者は、職員が配偶者帯同休業を請求した場合において、当該請求をした職員の勤務成績その他の事情を考慮した上で、公務の運営に支障が

ないと認めるときは、3年を超えない範囲内の期間に限り、当該職員が配偶者帯同休業をすることを承認することができること。

- 2 1の請求は、配偶者帯同休業をしようとする期間の初日及び末日並びに当該期間における配偶者の外国での勤務その他の事由を明らかにしてしなければならないこと。

第4 配偶者帯同休業の期間の延長

- 1 配偶者帯同休業をしている職員は、当該配偶者帯同休業を開始した日から引き続き配偶者帯同休業をしようとする期間が3年を超えない範囲内において、延長をしようとする期間の末日を明らかにして、任命権者に対し、配偶者帯同休業の期間の延長を請求することができること。
- 2 配偶者帯同休業の期間の延長は、1回に限るものとする。
- 3 第3の1は、配偶者帯同休業の期間の延長の承認について準用すること。

第5 配偶者帯同休業の効果

- 1 配偶者帯同休業をしている職員は、職員としての身分を保有するが、職務に従事しないこと。
- 2 配偶者帯同休業をしている期間については、給与を支給しないこと。

第6 配偶者帯同休業の承認の失効等

- 1 配偶者帯同休業の承認は、当該配偶者帯同休業をしている職員が退職若しくは停職の処分を受けた場合又は当該配偶者帯同休業に係る配偶者が死亡し、若しくは当該職員の配偶者でなくなった場合には、その効力を失うこと。

- 2 任命権者は、配偶者帯同休業をしている職員が当該配偶者帯同休業に係る配偶者と生活を共にしなくなったことその他人事院規則で定める事由に該当すると認めるときは、当該配偶者帯同休業の承認を取り消すものとする。

第7 配偶者帯同休業に伴う任期付採用及び臨時的任用

- 1 任命権者は、第3の1又は第4の1による請求があった場合において、当該請求に係る期間（請求期間）について職員の配置換えその他の方法によって当該請求をした職員の業務を処理することが困難であると認めるときは、当該業務を処理するため、次に掲げる任用のいずれかを行うことができること。この場合において、(2)に掲げる任用は、請求期間について1年（第4の1による請求があった場合にあっては、当該請求による延長前の配偶者帯同休業の期間の初日から当該請求に係る期間の末日までの期間を通じて1年）を超えて行うことができないこと。
 - (1) 請求期間を任用の期間（任期）の限度として行う任期を定めた採用
 - (2) 請求期間を任期の限度として行う臨時的任用
- 2 任命権者は、1により任期を定めて職員を採用する場合には、当該職員にその任期を明示しなければならないこと。
- 3 任命権者は、1により任期を定めて採用された職員の任期が請求期間に満たない場合にあっては、当該請求期間の範囲内において、その任期を更新することができること。
- 4 2は、3により任期を更新する場合について準用すること。
- 5 任命権者は、1により任期を定めて採用された職員を、任期を定めて採用した趣旨に反しない場合に限り、その任期中、他の官職に任用すること

ができること。

- 6 1に基づき臨時的任用を行う場合には、国家公務員法第60条第1項から第3項までの規定は、適用しないこと。

第8 職務復帰後における給与の調整

配偶者帯同休業をした職員が職務に復帰した場合におけるその者の号俸については、部内の他の職員との権衡上必要と認められる範囲内において、人事院規則の定めるところにより、必要な調整を行うことができること。

第9 人事院規則への委任

この法律の実施に関し必要な事項は、人事院規則で定めること。

第10 実施時期等

- 1 この法律は、公布の日から起算して1年を超えない範囲内の日から施行すること。
- 2 この制度の導入に伴い、所要の規定の整備を行うこと。